

令和 3 年 第 2 回臨時会

建設水道常任委員会 会 議 録

日付：令和 3 年 4 月 23 日（金）

場所：大曲庁舎 第 3 委員会室

令和 3 年 第 2 回大仙市議会臨時会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和 3 年 4 月 2 3 日（金曜日） 午前 1 1 時 1 0 分～午前 1 1 時 5 7 分

会 場：大曲庁舎 第 3 委員会室

出席委員（6 人）

委員長	1 5 番	佐 藤 育 男	副委員長	1 7 番	児 玉 裕 一
委 員	4 番	佐 藤 隆 盛	委 員	9 番	本 間 輝 男
委 員	2 2 番	佐 藤 清 吉	委 員	2 6 番	高 橋 敏 英

欠席委員（0 人）

遅刻委員（0 人）

早退委員（0 人）

説明のため出席した者

建設部

建設部長	今 和 則	道路河川課長	京 野 和 明
道路河川課参事	佐 藤 彰	都市管理課長	高 橋 完
都市管理課課長待遇	有 明 徹	建築住宅課長	佐々木 博 喜
西仙北・協和建設水道事務所長	加 藤 薫	中仙・太田建設水道事務所長	田 中 勲 男

議会事務局職員出席

参 事 富 樫 康 隆

審査議案等

第 1 議案第 5 7 号 損害賠償の額を定めることについて

第 2 議案第 5 8 号 令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）

午前 11 時 10 分 開 会

○委員長（佐藤育男） おはようございます。

桜も満開で、大変過ごしやすい季節になりました。

当局も体制が新しくなりまして、最初の委員会ということですので、今年度どうかよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本会議休憩中のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件につき、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。今建設部長。

○建設部長（今 和則） おはようございます。

4 月 1 日の定期人事異動によりまして、建設部長を拝命いたしました今です。あらためまして、どうかよろしくお願いします。

委員会審査をお願いする前に、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆さまにはご多忙のところ、そしてコロナ禍の中、常任委員会を開催、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆さまには、建設部が所管します事務事業の遂行につきまして、日ごろより格段のご指導・ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。今後も引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は年度始めの委員会でありますので、新体制となった管理職職員を紹介すべきところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、出席している職員を少なくしておりますので、お手元の配付の名簿によりまして、ご確認いただきますようお願いいたします。

さて、今次臨時会の建設水道常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします建設部の案件は、昨年 12 月 20 日に発生した除雪中の死亡事故による損害につきまして、ご遺族に賠償する額を定める単行案 1 件と、令和 3 年度一般会計補正予

算案でございます。

単行案の損害賠償額を定めることにつきましては、ご遺族の皆さまに対しまして、事故後、誠意を持って対応させていただいているところであり、今般、ご遺族から示談の了承を得ましたので、議会の議決をお願いするものであります。

補正予算案につきましては、道路河川課分では、各地域の道路路面修繕や改良を行うために道路維持費及び道路改良費を、合わせて1億2千万円の補正。

都市管理課分としては、公園施設長寿命化計画策定のために500万円の補正をお願いするものであります。

また、建築住宅課所管の住宅リフォーム支援事業費（大雪災害分）につきましては、今冬の大雪被害に伴う住宅の復旧に対する補助金を、2月臨時会において補正予算計上しておりますが、予想を上回る被害があったことから、復旧を支援するために9,700万円の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

議案第57号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） 道路河川課の京野でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の道路河川課職員を紹介いたします。道路河川課計画班班長の佐藤参事でございます。同じく維持班班長の高橋主幹です。どうか、よろしくお願いいたします。

議案第57号の損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の16ページ、それとお手元にお配りしております資料道路-1の1ページを併せてお開き願います。

このたびの議案につきましては、令和2年12月20日発生の除雪ドーザによる除雪中の死亡事故による損害を遺族に賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

資料・道路－１の１ページをご覧ください。

事故の状況としましては、１２月から３月末までの期間で、道路河川課が除雪オペレータとして雇用した会計年度任用職員が、早朝除雪業務中の５時２５分に大仙市大曲字下高畑地内、市道坪立線にて、近づいてきた相手方に気付かず接触事故を起こし、死亡させたものであります。

事故の原因としましては、除雪機械の運転者が作業開始時の前方確認を怠ったことと、除雪機械周辺に居た相手方への注意が不足していたことによるものであります。

事故後は速やかに相手方へ謝罪するとともに、除排雪業務共同企業体や学校関係機関などに改めて注意喚起文書の発送、市民向けにはホームページ、ラジオ及びチラシの配布にて、市からのお願いとして注意を促しております。また、相手方とは既に損害賠償額を大仙市議会の議決を経た後、支払うこととして、３月２３日付で同意を得ております。本議案が議決されましたら、速やかに示談書を取り付け、相手方に支払うものであります。

以上、議案第５７号の損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

はじめに、道路河川課所管事項の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長(京野和明) それでは議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第1号)のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3、令和3年度大仙市補正予算書〔4月補正〕の16ページと、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書の22ページと23ページをお開き願います。資料・道路-2には位置図と施工箇所の写真を添付しておりますので、併せてご覧ください。

本補正予算については、令和3年度当初予算が骨格予算となり、新規路線の配分を控えたことに伴う再配分と、今冬の豪雪による舗装面の損傷を修繕するための予算が主なものであります。

資料ナンバー3-1、事業説明書でご説明いたしますので、22ページをご覧ください。

はじめに、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費、10事業 道路維持管理費(単独分)についてであります。

補正前の額3億9,647万2千円に9,461万円を追加し、補正後の額を4億9,108万2千円とするものであります。

道路維持管理事業につきましては、損傷箇所の復旧や老朽化箇所の若返りに際して、路線の性質に最も適した効果的な手法で対応してきており、平成26年度からは直営舗装体制も整備し、市内全域の舗装補修にスピード感を持って対処してきたところであります。

しかしながら、今冬季においては豪雪による冷え込みにより、凍結融解が例年よりも激しく、また、除雪回数も多かったことから、除雪車の通行による路面摩耗等により、舗装面の損傷や側溝等の道路損傷が著しくなったと考えられ、その対応として補正するものが主であります。

概要としましては、舗装補修として舗装打換え10路線、2,082メートル、歩道修繕1路線、75メートル、交差点修繕1路線、30メートル、切削オーバーレイ1路線、320メートル、側溝改良としまして3路線、316メートルに補正を行うものであります。

施工箇所につきましては、各地域より舗装や側溝などの維持工事が必要な箇所を調査していただき、緊急度等を考慮し選定したものであります。

次に、事業説明書23ページをご覧ください。

8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、4 目 道路新設改良費、3 2 事業 道路改良事業費（単独分）についてであります。

補正前の額 6,733 万 2 千円に 2,539 万円を追加し、補正後の額を 9,272 万 2 千円とするものであります。

道路改良事業費の補正箇所については、新規路線として当初予算に計上していましたが、骨格予算として配分を控えていたものが主であります。また、新規路線の箇所選定にあつては、地域の要望を優先し、改良の効果に即効性があることを考慮しております。

概要としましては、大曲地域の委託調査費と準備工として畦畔^{けいはん}盛土、仙北地域の路肩拡幅工事 1 路線、100 メートル、中仙地域の舗装新設工事 1 路線、154 メートルを実施するものであります。

次に資料ナンバー 3、令和 3 年度大仙市補正予算書〔4 月補正〕の 10 ページと 16 ページをお開き願います。

8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、2 目 道路維持費、1 2 事業 除雪対策費についてであります。

補正前の額 10 億 8,590 万 3 千円に 2,654 万 4 千円を追加し、補正後の額を 11 億 1,244 万 7 千円とするものであります。

本補正につきましては、先ほどご説明いたしました議案第 57 号の令和 2 年 12 月 20 日発生の除雪ドーザによる除雪中の死亡事故の損害を、遺族に賠償するためのものであります。

令和 3 年度補正予算書〔4 月補正〕の 10 ページをご覧ください。

自動車損害共済金として、全国市有物件災害共済会より 2,700 万円の歳入補正を行うものであります。

次に、令和 3 年度補正予算書〔4 月補正〕の 16 ページをご覧ください。

除雪対策費の補償補填及び賠償金に、除雪死亡事故に係る損害賠償金として、既に支払い済みの葬儀費用を除く 2,654 万 4 千円の補正を行うものであります。

以上、議案第 58 号、令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) いいすか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい。なければ、質疑を終結いたします。

説明員の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 25 分 休 憩)

.....

(午前 11 時 27 分 再 開)

○委員長(佐藤育男) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、都市管理課所管事項の説明を求めます。高橋都市管理課長。

○都市管理課長(高橋 完) おはようございます。都市管理課の高橋です。

説明の前に職員の紹介をいたします。有明課長待遇です。公園班長の佐々木主幹でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第1号)のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

説明資料は資料ナンバー3、大仙市補正予算書〔4月補正〕と、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書、及び附属資料、A3横判の資料・都市-1をお願いいたします。

事業説明書25ページとA3横判の資料・都市-1の1ページ、予算書は16ページとなります。お開き願います。

8款7項1目10事業、公園維持管理費の予算額は、補正前7,777万1千円、補正額として500万円、補正後額は8,277万1千円です。

財源は、国庫支出金250万円と一般財源250万円を充当しております。

本補正は、公園施設長寿命化計画策定における事業経費であります。

公園施設は、利用者の安全性の確保と利便性の向上に努めながら、計画的で適正な維持管理を行うこととしており、定期的な草刈りや経年劣化した遊具等の施設改修などを行いながら、市民が安全・安心に利用できる憩いの場を提供することにより、市民福祉の向上と健康の増進に寄与することを目的としております。

公園施設には、地域住民の憩いの場、防災、子育て、スポーツ、各種イベント会

場などの多様な機能がございますが、市の公園の約半数は供用開始から30年以上が経過しておりまして、老朽化に伴う維持管理経費の増加が懸念される状況となっております。

このことから、今後は、施設の改修等に係る費用の負担が単年度に集中しないよう施工時期の平準化を図るとともに、予防保全型の計画的な施設改修を積極的に取り入れながら、ライフサイクルコストの縮減を図る必要があると考えております。

令和3年度事業の概要についてであります。公園施設長寿命化計画策定業務の委託経費500万円であります。

A3横判の資料・都市ー1の1ページをご覧ください。

公園施設長寿命化計画につきましては、国交省で策定した指針が示されておるところであります。公園施設の老朽化が進む中、財政上の理由などで適切な維持補修、もしくは更新が困難となり、利用禁止、施設自体の撤去といった事態につながるなど、安全で快適な利用を確保するという都市公園の本来の機能発揮に関わる根幹的な問題が全国で顕在化していることから、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定めて公園施設の改築を実施することで、公園施設の安全確保と機能保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的に策定する計画でございます。

国の支援制度についてであります。長寿命化計画の策定経費に係る支援は令和5年度までの時限措置となっております。策定経費の2分の1に国庫補助金を充てることができます。また、計画を策定した公園施設につきましては、各種の要件はございますが、遊具などの公園施設改築費用の2分の1に国庫補助を充てることができるようになります。

次に、事業説明書の4をお願いいたします。

長寿命化計画を策定する公園についてであります。社会資本整備総合交付金の対象となる公園は都市公園に限定されております。都市公園とは都市計画区域内にある公園のことですが、市内都市公園のうち、利用頻度や立地等を考慮し、16カ所の都市公園を計画策定予定公園として設定いたしました。

なお、国の策定指針により、都市計画区域外の協和・南外・太田地域の公園は対象外となってしまいます。また、中仙地域では都市計画区域内のドンパン広場は対象となりますが、都市計画区域外の八乙女公園は対象外になってしまうなど、市内各地域のバランスに配慮した公園の設定をすることはできなかった事情にありますことをご理解賜りたいと存じます。

また、計画策定の簡単なフロー図につきましては、事業説明書に記載させていただいておりますが、令和２年度に都市管理課で予備調査を行い、令和３年度は業者委託により健全度の調査と判定を実施し、その判定結果に基づく長寿命化計画の策定を予定しております。

本計画を策定することにより、健全度調査で改善が必要と判定された施設の改築が補助率２分の１で支援が受けられることとなります。施設の新設のみ、撤去のみについては補助対象外となりますが、適切な維持管理と利用者への安全・安心を確保するために、公園施設の長寿命化を図るため計画を策定いたします。

次に、今後の方針についてでございますが、公園施設長寿命化計画策定後は、後期実施計画及び公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、長寿命化計画に基づく公園施設の改修等を適宜実施するとともに、計画策定以外の公園を含めた今後の市全体の公園の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、都市管理課所管分の事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これについて、都市計画に入る地域と入らない地域の線引きに関して、かなり国交省から線引きに関して、かなりきつい条件付けられたと思うんですけども、この１６カ所を今、課長説明したんですけども、これに外れる地域というのは、計画の、今、課長言ったとおり、いずれやらなきゃいけないというような気持ちはあると思うけれども、やっぱり太田、中仙、南外とか、地域別にやっぱり不均衡があるということに関して、これ基本的にはやっぱり並行してやっていくようなかたちでないと、大仙市全体の計画だけだとすれば、やっぱり、そこに漏れる地域というのはやっぱり遅れる可能性も十分あるということで、そこら辺の認識についてはいかがですか。

○委員長（佐藤育男） はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋 完） 今の質問にお答えいたします。確かに都市計画区域内の所と、区域外の地区に関してのバランスというのはあります。それで、補助を使えるところは補助を使っていきますけれども、使えない所は適宜単独費を投入する

とか、そういうふうなことで対応ができればなあというふうに考えてはいるところ
でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれよ、国がこれ2分の1というけれども、期間も定まる中
でやらなきゃいけないので。で、これ、資料の中見ると、2ヘクタール以上の都市
公園施設の改築ということで、面積要件もあると。で、そういうところからいうと、
果たしてこれ2ヘクタール以上なくても、なれる要素の所も入っているのかどうか
だ。ということは、「ここはいいだろう」とかという網掛けでいったのか、それと
も、きちんと2ヘクタール以上のものでないとできなかったのかという、そのせめ
ぎ合いというか、そこちょっと確認します。

○委員長（佐藤育男） はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋 完） 今の質問にお答えいたします。国の策定指針の方で2
ヘクタール以上というふうになってございますので、今のA3の資料の方で書いて
おります地域の下の方のところに、2ヘクタール以上ということで公園の方、書い
ております。で、そちらの中の16公園の方で、まず設定したというふうなこと
になっております。ですので、2ヘクタール以下のものについては、まず今回はご遠
慮というふうなかたちに考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと、私、前から言うとおりの、公園というのはある程度地
域さ下ろさないと、市がいつまでも管理できない時期が必ず来ます。そこら辺の線
引きも今からしていけないと、やっぱり地域に返すものは返して行って、管理に関
してもそれなりに補助を差し上げるなり、変更していけないと、市単独ではもう絶
対に持たない時期が来ます。で、そこら辺の解釈をまず一つと、それからもう一つ
は、国が2分の1の金をくれるからやるということなんだけれども、実際的にやっ
ぱりこれ、国がある程度それだけでくれる期間はいいいけれども、その後の事業費と
いうのは大変だと思います。で、これ見ると、財政支援については工事費の2分の
1も補助するという確約だと思うんだけど、どこまでもこれ2分の1、国がずっ
と出せるのかどうかだ。

それは…、有明課長待遇でもいいです。

○委員長（佐藤育男） はい、有明課長待遇。

○都市管理課長待遇（有明 徹） 国の支援の期間についてでございますけれども、
計画の策定経費に対する支援、今般の補正でございますけれども、こちらについて

は令和5年度までの時限となっておりますけれども、公園施設の改築、長寿命化の要件を満たした施設の改築につきましては、今段階ではエンドといいますか、終期は設定されておられませんので、令和5年度以降もですね、そういった2分の1の国の交付金を使って施設の改築ができるものと考えております。

あともう一つは、すいません、先ほど16の公園の中に2ヘクタール未満の公園は入っていないかと、ちょっと捉えられるような、課長から話のございましたけれども、A3の横判の資料の右下のところですけども、ちょっと分かりにくくて恐縮だったんですけども、薄い灰色で網掛けしている公園が2ヘクタール以上の公園で、網掛けをしてない公園、②の大花児童公園とか、③のねむのき児童公園など、2ヘクタール未満の公園でも計画策定をしたいということで考えております。2ヘクタール未満の公園につきましては、遊具に限りましては国の交付金の、遊具の更新ですね、今ある遊具を一回撤去して、新しい遊具を設置する、遊具の更新につきましては国の交付金の対象になりますので、遊具のある2ヘクタール未満の公園、都市公園も計画策定したいということで、対象の公園に入れております。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後になります。いずれ、課長さっき言ったとおり、課長待遇も今、言われたとおり、令和5年までは出すだろうと。その後については、まだ見通し立たないけれども、多分、工事費の2分の1は継続していくだろうという見通しだと思うけれども、国がいつまでもこれ出せるものではないと思うし、コロナの終息がなった段階において、国がやっぱり財政がかなりきつい中で、私から言わせるとコロナで相当国債発行した中で、これを進めていくとなると、はたしてこれずっといけるような事業なのかという、かなりきついと思います。だとすれば、やっぱり市単独で、やっぱりほかの公園も全て見直しするくらいの、やっぱり緊急の、やっぱり公園対策というのは、今からやっぱり並行しながらいかないと大変な時期にくるなと私は思っていますが、そこら辺の見解について最後に求めます。

○委員長（佐藤育男） はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋 完） 今の質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、今後どのようなかたちになるのかというのは、見通しがつかない状態にはなっているかとは思いますが、ですので、今の場合の策定をしながら、単独費の方で公園の方の整備もできるようなことで、うちの方でもちょっと検討してまいりたいと思っております。

○委員（本間輝男）　まず、よろしくお願いします。以上、終わります。

○委員長（佐藤育男）　はい。ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）　関連してるんたことだども、この維持管理ということだども、点検とかっていうのは、これ、いろいろ公園管理、その管理を含めて、いつならいつの時期に一律点検しておるすか。そして、それは市の職員だけでなく、それから遊具関係では業者等とかも含めてやってるかどうか、毎回。して、記録は取ってるかもしれねども、やってるかということ、まず確認一つ、お願いします。

○委員長（佐藤育男）　はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋　完）　今の質問にお答えいたします。点検についてですけれども、適宜毎年、業者さんの方に委託しまして、危険度の判定の方を実施してございます。そのほかに市の職員もパトロールに行っておりまして、そちらの方で日報も付けながら、具合の悪いものについては判定したり、もしくは解体するというふうな流れで今、動いているところでございます。

○委員長（佐藤育男）　佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）　判定基準は市の職員の中ではできるすか。業者、どういう判定の基準なもんだすべな。俺、そこ、A B C Dとあるわけだすべった。その判定の中で、業者と…。なに言いてかっていえば、業者は厳しく、A B C Dっていえばよ、安全を取って厳しくやるべと思うんだよな。持つべきものをもう少し延び…。何て言うかな。言ってること分かるすべ。まだ間に合うんでねえかなと思うんだけど、1ランク上げて、安全を取ってよ、そういうふうにして「直せ」とか、何て言うのかな、「交換へ」とかというふうにされるんでねえかなという、その見極めのこと気になってだす。どのようになっているのかということ。うまくしゃべれねども。

○委員長（佐藤育男）　はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋　完）　今の質問にお答えいたします。危険度につきましてですけれども、状態の良い順にA B C Dというふうに4段階で今、付けてございますけれども、その基準を一応満たすようにということで、業者さんも指導を受けてやってることですので、ちょっと緩くということはなかなか無く、逆にきつい目でやっぱり見るかたちはあるかとは思いますが、その基準の中に沿っての点検ですので、まず業者さんが見れば、大体同じようなレベルの見方はするのかなあというふうには思っております。逆に職員の方がどうかって言われれば、ちょっと職員は「壊れてるよ」という感じで見るとは思いますが、長持ちするかどうかというのは、やっぱり業者さんが見るのはきちんとした目で見えますので、ち

よつと縛りに関しては、まずその範囲の中でという感じでやっていると思います。

○委員（佐藤隆盛）　そういう答弁は、んだと思われるす。まず俺、終わってからしやべる。いいす、オーケー。

○委員長（佐藤育男）　はい。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男）　はい。なければ、質疑を終結いたします。

午前中に審査終わっていいすか。

（「いいすよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男）　若干過ぎるかも分からねすけども。

（「終わる、終わる」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男）　はい、分かりました。

それでは職員の入替えがありますので、暫時休憩をいたします。

（ 午前 11 時 47 分 休 憩 ）

.....

（ 午前 11 時 49 分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男）　それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建築住宅課所管事項の説明を求めます。佐々木建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木博喜）　4月の人事異動に伴いまして、建築住宅課長を拝命しました佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の建築住宅課職員をご紹介します。建築住宅課住宅総務班班長の加藤主幹でございます。同じく佐藤主査です。

それでは議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、建築住宅課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー3、〔4月補正〕大仙市補正予算書、歳入歳出補正予算の事項別明細書は16ページありますが、説明につきましては資料ナンバー3-1の、主な事業の説明書24ページでご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

8款4項1目23事業、住宅リフォーム支援事業費（大雪災害分）につきまして9,700万円の補正をお願いするものであります。

今回の補正であります、令和3年1月4日以降の大雪災害で被害を受けた住宅に対し、経済的な支援をすることで円滑な復旧に資することを目的としており、令

和3年2月臨時会にてご承認いただきました事業と同様に、通常の住宅リフォーム支援事業とは切り離し、新規事業分として補正するもので、財源は一般財源であります。

令和3年2月の補正時は、被害件数を大雪災害後の調査で報告のあった件数から累計被害件数を50件として見込みましたが、雪解けとともに被害が判明するケースが増え、現在、想定を上回る申請件数となっております。

補正額としましては「4. Act」の下段にありますように、仮受け付け済みの198件、交付決定見込額2,976万7千円、今後の申請見込み件数450件に、これまでの平均交付決定額14万9,162円を乗じた6,712万3千円、そして、郵便料の11万円を合わせた9,700万円を計上しております。

災害復旧工事の概要ですが、補助率20パーセント、補助上限額は30万円、災害復旧に要する費用が5万円以上の工事で、施工前に限らず、施工中・施工後の工事でも対象とするものであります。

申請には罹災^{りさい}証明書を添付していただき、施工業者につきましては原則市内業者であります。復旧を最優先とすることから、これに限らないこととしております。復旧工事の申請に関しましては、4月に入り、住宅回りの雪害状況がおおむね確認いただけているものと考えまして、さらに今後は梅雨の時期を迎え、二次被害を防止するためにも早めの工事をお願いしたく、申請期限を5月31日までとし、10月31日までに工事が完了するものを対象といたすものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今、一般会計で9,700万投入するんだけど、総事業費として1億1,200万を見てと思うんだけど、これ、災害救助法が適用になった地域として、大仙市として、この1億1,200万のうち、災害救助法の適用になる可能性があるのかどうか、ちょっと確認します。というのは、災害救助法というのは、来年の3月ごろまでずっと引っ張っていく事業だと思うんだよね。補助というか対象ものについてはな。だから、この、全て市の単独だというけれども、そういう国からの災害救助法の適用の中で、対象になるのかならないのかという踏ま

え方しているのかどうか、ちょっと確認します。

○委員長（佐藤育男） はい、佐々木課長。

○建築住宅課長（佐々木博喜） ただ今の質問ですけども、今のところ、そちらの今回のリフォーム支援事業につきまして、財源として国の方から補助金が交付になるかどうかというのは、はっきりまだ分かってない状況ということで財政課の方から聞いております。まず今後、対象になるようなことがあれば、そちらの方に対応して、いろいろと財政課と協議しながら、財源の方の確保には努めてまいりたいと考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれ、災害救助法の適用というのは、この法律そのものというのはずっと長いわけです。長いというか、お金が入ってくるまで。おそらく、来年の3月ころまでかかると思うんです。だとすれば相当、県とか国にきちんと働き掛けないと、これ一般財源で持ち出しするというのは大変きついと思うので、そこら辺の国・県への対応をきちんと取っていただくことをお願いします。

○委員長（佐藤育男） はい、佐々木課長。

○建築住宅課長（佐々木博喜） 今、おっしゃっていただいたように、こちらの方、動向をきちんと見極めまして、財政課と協議しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、議案第58号の説明と質疑が終了しましたので、採決をいたします。

関係職員の着席をお願いします。

皆さん、ちょっと、中さ入っていただけるように。

着席するまで、暫時休憩いたします。

（ 午前11時56分 休 憩 ）

.....

（ 午前11時56分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それではこれより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい。討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 57 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐 藤 育 男